

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 8 年10月19日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	66935
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪府中央区 谷町 3 丁目 4 番 5 号中央谷 町ビル 9 0 7 号
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	吉岡 弘行
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・ 1 通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第 6 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 8 年10月19日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	108928
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪府中央区 南船場 4 丁目 7 番 6 号心斎 橋中央ビル 5 階
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	山 口 靖
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・ 1 通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第 6 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 8 年10月19日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	149261
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪市浪速区 元町 2 丁目 8 番 1 号ラポー ル難波 7 0 1 号
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	村田 公弘
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・ 1 通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第 6 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 8 年10月19日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	3185-0
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪市浪速区 元町 2 丁目 8 番 1 号ラポー ル難波 7 0 1 号
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	総和税理士法人
	代 表 者 氏 名	村田 公弘
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・ 1 通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第 6 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 8 年10月19日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	102638
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪市北区 浪花町 1 3 番 3 8 号千代田ビ ル北館 7 F
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	槻木 孝康
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・ 1 通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第 6 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 8 年10月19日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	42276
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪府守口市 八雲中町1丁目6番1号
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	志水 龍起
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・1通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 8 年10月19日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	91374
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪府東大阪市 永和3丁目8番13号
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	菅野 博文
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・1通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 8 年10月19日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	85095
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪府松原市 一津屋4丁目11番9号
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	泰松 弘
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・1通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		